

第 22 号

平成 24 年度 徳島県 電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成24年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------------------|-------------|
| (1) 供給電力量 | 324,000,000 k W h | |
| (2) 建設改良工事 | 既設設備改良工事 | 1,788,990千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	2,606,251千円
第 1 項 営 業	収 益	2,565,718千円
第 2 項 財 務	収 益	31,570千円
第 3 項 事 業 外	収 益	8,663千円
第 4 項 特 別	利 益	300千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	2,365,858千円
第 1 項 営 業	費 用	2,348,554千円
第 2 項 財 務	費 用	14千円
第 3 項 事 業 外	費 用	13,290千円
第 4 項 特 別	損 失	1,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,016,974千円は、過年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額41,048千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,977千円, 建設改良積立金788,400千円及び過年度分損益勘定留保資金1,102,549千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	286,955千円
第1項 固定資産売却代	4,432千円
第2項 他会計長期貸付金返還金	282,523千円
支	出
第1款 資本的支出	2,303,929千円
第1項 建設改良費	1,788,990千円
第2項 投資	514,939千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は, 1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については, これらの経費の金額を, これらの経費のうち他の経費の金額に, 若しくはこれら以外の経費の金額に流用し, 又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	857,375千円
(2) 交際費	124千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は, 10,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門